

令和2年度第1回寝屋川市男女共同参画審議会

日時：令和2年7月13日（月）午前10時30分～正午

場所：寝屋川市役所議会棟5階第二委員会室

出席委員：大束委員長、林田副委員長、藤田委員、森川委員、濱田委員、
久野委員、辻谷委員、新宅委員、吉永委員、木下委員

事務局：荻野危機管理部長、青木危機管理部次長、
阪本人権・男女共同参画課長、吉田人権・男女共同参画課副係長、
西本、大口

開会 午前10時30分

○事務局 ただいまより令和2年度第1回男女共同参画審議会を開催させていただきます。まず、委員の変更を御報告させていただきます。岡委員が副議長に選任されたため、新たに市議会より辻谷委員の推薦がございました。なお、辻谷委員の任期については、前任者の岡委員の残存期間といたします。それでは、辻谷委員、よろしくお願いいたします。

（辻谷委員一言あいさつ）

○事務局 ありがとうございます。それでは、議事の進行につきまして、男女共同参画審議会規則第5条第1項の規定により、委員長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、ただいまより、令和2年度第1回寝屋川市男女共同参画審議会を開催させていただきます。まず、審議会の成立につきまして、事務局より御報告をお願いいたします。

○事務局 審議会の成立についてでございますが、本日、星野委員、金谷委員、福田委員におかれましては、所用のため欠席との御報告をいただいております。よって、委員13名中10名の御出席をいただいておりますので、男女共同

参画審議会規則第5条第2項の規定により、審議会は成立していることを御報告いたします。

○委員長 本日の傍聴者はいらっしゃいますか。

○事務局 本日の傍聴の申請者につきましては、おられません。

○委員長 それでは、次第に沿って議事を進行いたします。

まず、次第1、「第5期ねやがわ男女共同参画プラン」につきまして、本日は、プラン策定にむけた寝屋川市の課題について、委員の皆様にご意見を伺う場として、グループワークを行いたいと思います。事務局から、御説明お願いいたします。

○事務局 第5期ねやがわ男女共同参画プランの骨子案を御覧ください。グループワークの事前資料として参考にしていただけたらと思います。

8ページの第2章、市の男女共同参画に関する現状で、第4期プランの代表的な目標値の達成状況を示しております。令和2年4月1日現在において、四角で囲まれている数値が、達成しているものになります。

続きまして、9ページからは取組と課題について、御説明をさせていただきます。まず、基本目標I、男女が共に参画する社会づくりです。取組につきましては、男女共同参画の社会づくりを実現するために、女性の方針決定過程などの参画が求められており、審議会の女性委員の比率が低い各所管課にヒアリングを実施し、その改善に取り組んできました。ただ、審議会委員の女性比率につきましては、10年間で約25%と女性の参画が進んでいないという状況が続いております。また、平成30年度3月には、「第4期ねやがわ男女共同参画プラン～女性躍進推進版～」を策定し、令和元年度には女性管理職の割合が19%と増加しています。また、消防・防災の取組につきましては、平成31年度から女性消防団を独立し、地域の防災訓練や応急手当の指導で特に活躍しております。

す。それに対する課題につきましては、審議会などの委員の女性比率の推移を見ますと、まだ目標の30%には届いていない状況です。

また、近年、各地で台風や地震などの大規模災害が発生しており、そのような状況下では、女性の不平等やDVなどが顕著になることから、日ごろからの男女平等・男女共同参画意識を醸成させ、多様な人々の参画による防災対策や避難所運営が実施できるように環境を整えていくことが必要となっております。

続きまして、基本目標Ⅱ、男女共同参画社会実現に向けた文化の創造です。取組につきましては、本市では、広報誌やSNSなどの様々な媒体を活用し、特に若い世代に受け入れられやすいように、多様な媒体を通じた情報発信を行ってまいりました。また、平成29年度には、男女共同参画啓発冊子「男女共同参画って、なーに？」を作成し、市立の小・中学校、幼稚園、保育所に配布させていただきました。また、男女共同参画推進センターにおきましては、女性の参画が少ない分野である科学分野などのセミナーを開催し、創意工夫を凝らしながら行っております。それと合わせて、情報誌「リュミエール」の中では、女性の少ない、男性の少ない分野で活躍されている方などの紹介を行い、性別にとらわれない職域へのチャレンジを啓発しているところです。令和元年度の市民意識調査の結果では、男女共同参画推進センターで特に重要な機能をたずねたところ、「男女それぞれの立場に立った心の悩みなどの相談に応じる」というのが、47.0%で約半数を占めたものの、啓発や学習・自主活動の支援などについては10%台と低い割合となっております。

それに対する課題につきましては、市民意識調査から、性別役割分担に否定的な意識の市民のパーセンテージにつきましては、目標値の70%に届いていない状況となっております。また、学校教育の中では、進路指導や職業観の育成に

において、男女の区別なく能力を生かせるような教師の意識づけや情報収集・提供が求められております。また、男女共同参画推進センターの市民の方々の認知の向上と、様々な対象のニーズに合った企画や開催日時の検討などを含めて、広報・啓発などの創意工夫が必要になってきます。特に、次世代を担う子供や男性に向けた有効な手段を講じる必要があります。

続きまして、基本目標Ⅲ、働く場での男女共同参画の推進です。こちらの取組につきましては、男女共同参画推進センターにおける就労やキャリアアップ等における講座を年3回以上に拡充を行いました。また、地域就労支援センターにおきまして、就職困難者を対象とした就労相談を週2回から週4回に拡充いたしました。また、平成29年度には、ねやがわシティ・ステーション内に「ハローワーク枚方 職業紹介コーナー」を開設し、寝屋川市地域就労支援センターとともに、連携した職業紹介が実施できるようになりました。「第4期ねやがわ男女共同参画プラン～女性躍進推進版～」に位置づけております起業に関する情報提供につきましては、毎年開講している「創業支援セミナー」、
「起業講座」の参加者が、おおむね女性が半数を超えておる状況で、女性の関心が高いということが伺えます。

それに対する課題につきましては、市民意識調査の結果では、職場における男女の地位の平等感というのは、前回調査のときから下回り、良い結果となったとはいえ、「男性優遇」と答えた方が、まだ半数以上いるという現状です。また、職場における男女の地位の平等につきましては、目標数値の35.0%に届いていない状況でございます。事業所の調査につきましては、従業員数が1人から50人、また301人以上の事業所において、女性管理職の割合が27.1%と32.4%と、それぞれ高くなっており、一定の女性登用が進んでいることが伺えます。ただ、市民における職場での男性優遇感というのは、まだまだ根強いも

のがあります。しかし、特に子育て世代の女性の就労率というのは上昇しております。ここから、女性の働く意欲が高いということが伺え、事業所の調査からも、人事方針として「長期雇用の維持」「若年者の雇用拡大」が上位に挙げられ、雇用者、事業主双方に向けた取組を進めていく必要があります。また、そういった事業所に対して、法改正の情報、例えば女性活躍推進法やセクシュアル・ハラスメントなどの様々なハラスメントの防止に向けて企業の一定の取組を義務づける法改正の情報の周知徹底と法令遵守を促すことも必要となっております。最後に令和2年3月に始まった新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言では、働き方のパラダイムシフトが起こっており、フレックスタイム制やテレワークなどの様々な働き方を導入する契機となり、働く男女にとっての働きやすさにつなげることが求められております。

続きまして、基本目標Ⅳ、仕事と生活の調和の実現です。取組につきましては、本市では「待機児童ZEROプラン」を策定し、保育士の確保のため、様々な方策と保育士が働きやすい環境整備を行い、平成30年度は年間を通じて待機児童ゼロを達成しております。また、留守家庭児童会や、「子育てリフレッシュ館RELATTO（リラット）」の開設、「子育て世代包括支援センター」の開設、ファミリー・サポート・センター事業などの、様々な事業におきまして、拡充を行い、働く男女それぞれを支援しているところでございます。これらの仕事と育児の両立支援にかかる事業につきましては、令和2年3月に、「寝屋川市第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、見込み量と確保策を定めております。また、仕事と介護の両立支援につきましては、男性介護者の交流会を年1回開催させていただいております。また、男性を対象とした料理教室を開催しており、男性の家事参加と生活的自立の促進を図っています。

それに対する課題につきましては、男性の育児や介護など家庭生活への参画

が、女性の家庭以外の場所での参画につながります。しかし、市民意識調査の結果から、「父親が育児に参画することは当然なので、男性も育児休業を取得するほうがいい」と思う人が多い一方、「職場の雰囲気として男性が育児休業を取得しづらい」と感じる方が多い状況で、男性が育児休業を取得しづらいという状況が、まだまだ残っております。また、仕事と介護の調和に関する取組につきましては、子育て環境の整備、男性の家事・育児・介護への参画、多様な働き方の創出など、各方面に向けた施策を行う必要があります。これは、事業所に対しても積極的な取組を促すことが求められております。また、「寝屋川市総合計画策定に係る市民ワークショップ報告書」におきまして、やってほしい取組の中で「男性だけの料理教室」が挙げられており、市民ニーズの掘り起こしと事業の効果的な広報の必要性が伺えます。

続きまして、基本目標Ⅴ、あらゆる人が生きがいをもって安心して暮らせる環境整備です。高齢者やその家族の支援に関する取組は、3年ごとに策定する「寝屋川市高齢者保健福祉計画」に基づき実施しているところです。介護予防や認知症の人への支援、家族介護者への支援は主に、中学校区の12カ所に設置している地域包括支援センターを中心に、自主的な活動の支援などを実施しております。高齢者の生きがいづくりにつながる働く場の提供につきましては、シルバー人材センターで行われており、臨時的かつ短期的または軽易な業務の受託の拡大・促進を行い、会員への就業機会を提供しております。特に、女性高齢者の入会促進を積極的に推進しております。障害者への取組につきましては、「寝屋川市障害者長期計画」並びに「寝屋川市障害福祉計画・障害児福祉計画」に基づき、障害福祉サービスの充実、公共施設・情報のバリアフリーの取組、交通手段の確保、防災対策などを積極的に行っております。

これに対する課題につきましては、国勢調査から見ると、本市の高齢化率は

令和2年度で推移が32.1%と、3人に1人が65歳以上という現状です。障害者や在住外国人、LGBTなどの方々の様々な家族形態や価値観、そういった状況の方々が生活しやすいような配備が求められています。高齢者に関しましては、女性の割合が高く、若い時からの働き方が反映され経済的に自立困窮する場合がございます。ひとり親家庭においても同様の傾向がございます。また、高齢者や障害者、その家族、ひとり親家庭、外国人など複合的な困難に陥る可能性が高い市民に対しましては、一人ひとりの状況を的確に把握し、有効な手だてを講じることのできるよう、きめ細やかな対応が必要です。特に男性に対しては、仕事重視の働き方によって地域に参加できずに孤立することや、家事や育児の技術不足などによる負担が大きいと考えられ、ここに対してもきめ細やかな支援が求められております。

続きまして、基本目標のVI、生涯を通じた心と身体の健康づくりです。取組につきましましては、健康づくりとして各種がん検診や妊婦健康診査などを実施するとともに、「特定健康診査等実施計画」「国民健康保険保健事業実施計画」に基づき、市民のライフステージ別での健康増進に取り組んでおります。また、「健康づくりプログラム」の中におきましては、分野別・ライフステージ別に市民が取り組むべき行動目標を示し、これらを広く周知・啓発するとともに、「ネヤガワ健康ポイント事業」や「市民ウォーキング」、また「健康長生塾」などの様々な健康づくり事業を実施しているところです。子育てにつきましましては、子育て世代包括支援センターや保育所、子育て支援センター、健診会場等における子育て相談の実施、情報提供を行い、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行っております。男性の心身の健康づくりにつきましましては、男女共同参画推進センターにおいて、電話相談での男性のための悩み相談（カウンセリング）を実施しております。

それに対する課題につきましては、「ワガヤネヤガワ健康づくりアンケート」の事業を知っているという人は12.8%と低い状況であります。同事業をより周知・啓発することにより、応募者数を増加するとともに、健康づくりのための具体的な動機づけを促進する必要があります。また、市のがん検診の受診につきましては、ここ数年、上昇傾向ではありますが、受診の向上に向けた方策の検討がより必要です。具体的には、手軽に受診できるような費用設定など、受診しやすい環境を整備することが必要です。近年、妊娠出産後も就労継続する女性が増加していることから、定期的な健康診査や専門家の保健指導を受けやすい体制、その人の状況に応じた働き方ができるような職場の環境整備も必要となっております。また、ひとりの女性が産む子供の数が減少し、母親自身の兄弟の数も少なくなっていることから、大人になるまでに乳幼児に接した経験がないという人が増えています。そのため、乳幼児の扱い方が分からないことや子育てに不安や負担が大きいといったことが起こる背景ともなっております。そういった状況の中で、女性に対するきめ細かな支援の取組、仕組みというのが求められています。本市では、平成25年度からゲートキーパー養成研修を実施し、自殺対策の強化に努めてきました。しかし、ゲートキーパーという言葉そのものの意味も知っている人が9.7%にとどまっているため、よりゲートキーパーについて周知・啓発することが必要です。男女共同参画推進センターにおきましては、電話相談での男性のための悩み相談（カウンセリング）を実施しておりますが、相談窓口の周知、あるいは男性が気軽に相談できるような体制が必要です。

続きまして、基本目標Ⅶ、女性等に対するあらゆる暴力の根絶です。取組につきましては、「女性に対する暴力をなくす運動」や「児童虐待防止推進月間」や「人権週間」などの機会を活用して広報、啓発ということをして続けており

ます。また、男女共同参画推進センターにおきまして、女性の心の悩み相談といたしまして、面接相談と電話相談と法律相談を実施しております。こちらは、平成29年度に面接相談の相談日を拡充しております。また、市立の全小学校3年生・6年生を対象に子供への暴力防止プログラムと、大人のCAP講座を実施し、子供自身が自分を守る方法を学ぶ機会を提供しております。

これに対する課題につきましては、市民意識調査の中で、DVという言葉の認知は高まっておりますが、具体的なDVの内容というのは正しく理解が進んでいない状況です。中学生・高校生・大学生への調査では、デートDVという言葉については大学生の約半数弱が「内容を知っている」としているものの、中学生では20%にとどまっています。また、セクシュアル・ハラスメント、DV、デートDVなどの、あらゆる暴力は許されないことであるという人権意識を高め、あらゆる暴力への正しい理解とそれに立ち向かうエンパワーメントのための情報提供や学習機会を、気軽に相談できる窓口の提供を私たちは提供していく必要があります。

以上で、取組と課題を説明させていただきました。

続きまして、33ページをご覧ください。プランの体系図の案として、お示しさせていただいております。第4期プランまでは、基本目標が7つございましたが、第5期のプランでは基本目標を3つとしております。

基本目標Ⅰが、あらゆる分野における女性の活躍推進で、こちらが第4期の、基本目標Ⅰ、Ⅲ、Ⅳに対応しております。なお、この基本目標Ⅰにつきましては、女性活躍推進計画を包含しております。内容といたしましては、1、政策・方針決定過程への女性の参画推進、2、地域における男女共同参画の促進、3、働く分野における男女共同参画の推進、4、仕事と生活の調和の実現となっております。

基本目標Ⅱが、男女共同参画を基盤とした文化の浸透です。こちらは第4期プランの基本目標Ⅱが当てはまります。課題1は、男女共同参画の意識づくり、2に、多様な選択を可能にする教育や学習の推進、3に、国際的な協調と貢献となっております。施策の方向につきましては、省略させていただきます。

基本目標Ⅲは、暮らしの安全と安心の確保です。こちらは、第4期プランの基本目標Ⅴ、Ⅵ、Ⅶが当てはまります。

課題4つの一部が、DV防止基本計画を包含しております。

課題1が、女性に対するあらゆる暴力の根絶、2に、生涯にわたる男女の健康支援、3に、困難を抱える女性等への支援、4に、防災・減災における男女共同参画の推進です。

第5期につきましては、基本計画は3つと、このような課題を事務局案として考えております。今後、審議会が第2回、第3回と進む中で、皆様の御意見等ございましたらお願いいたします。今回のお手元の資料の、第5期ねやがわ男女共同参画プランの骨子案の説明は、以上になります。

この後のグループワークについては、こちらの資料を御参考に、進めていただけたらと思います。

○委員長　　今、御説明いただいたところで、何か、全体として質問等がありましたらお願いいたします。

○委員長　　スケジュールについて御説明いただけますか。

○事務局　　今回第1回が7月13日行わせていただいて、第2回は、8月の中旬ぐらいを目途に行わせていただきます。第3回につきましては、10月下旬から11月初旬での実施を予定しております。第3回の後に、12月から1月にかけてパブリック・コメントの実施を予定しております。第4回については、1月の中旬から2月の初旬の間で実施させていただく予定です。最後、3月にプラ

ンの報告というか策定を行わせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。ほかに御質問等、ございましたらよろしくお願いいたします。

○委員 第2回、3回でプランの策定の審議をするということですか。

○事務局 はい、そのとおりです。

○委員 その中身の大きな予定を教えてください。第2回、第3回までのステップがあると、今日も議論がしやすいかなと思います。

○事務局 2回目につきましては、基本目標ⅠからⅢのⅠとⅡを見ていただき、3回目で、残りの部分を見ていただいて、分けて行わせていただこうと考えております。

○委員長 そのほか何か、ございますでしょうか。この後のグループワークで、第4期の課題について、御意見をお出しいただいて、それを取りまとめていただいて、第5期の施策の方向性に反映をしていくという形になると思います。時間が少ないですけれども、ひと月ぐらいの間にそれをまとめられるということですが、よろしいでしょうか。

○事務局 冒頭、委員長のほうからもございましたように、本来であれば、5月に予定していたところ、今般の新型コロナウイルスの影響で、本日が第1回目となりました。事務局といたしましても、開催回数や期間が非常にタイトであることは、十分に認識しております。その上で今日、グループワークを通じて、委員の皆様方の御意見、またお考えなどを集約させていただきまして、委員の皆様方の日程も踏まえながら、できれば8月中に第2回目を開催したいと思っておりますので、そのタイミングでプランの構想案がお示しできたらと考えているところでございます。以上でございます。

○委員 スケジュール等説明をいただきましたが、次回までに簡単にまとめ

ていただければなと思いますが、いいですか。

○事務局 分かりました。そういったスケジュールや、今後の年間での、先の見通しを、皆様にお示しできたらなと思いますので、そこは御用意させていただきます。

○委員長 それでは、全体としてはよろしいでしょうか。個別なところに関しては、グループワークで、いろいろ意見を出していただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。そうしましたら、グループワークの説明をお願いいたします。

○事務局 グループワークに移らせていただく前に、どういった流れで進めていくかを、先に説明させていただきます。テーマといたしましては、寝屋川市の課題や未来についての御意見をいただきたいと思っております。

二班に分けさせていただいて、付箋に皆様の御意見を書いていただいて、大きな模造紙に、それを貼っていただきます。その貼っていただいた付箋の内容を、分野といいますか、大きなタイトルをつけて、一つのくくりとしてまとめていただきます。その項目ごとの繋がりや、どういった関係性があるかというところを、矢印等で示していただきます。どういった形で作ればいいのかなどというのは、ホワイトボードに書かせていただいているので、そちらを御覧ください。

まとめていただいたものを、最後、発表していただきます。各班、約5分ずつの発表で、発表者と模造紙を持つ人2人を決めていただいて、発表する順番、ストーリーを考えていただきます。まとめていただいた項目のタイトルをすべて述べていただき、そのタイトルの内容を紹介し、かつ矢印の関係性をお示しいただけたらなと思います。

(移動中)

○事務局　　では、グループAからお願いします。

○委員長　　Aグループです。まず、この真ん中にあるのが、個別具体的な課題です。例えば、高齢者のこの孤独の問題であるとかというのが、このところで、高齢者のコミュニティをどうつくるのかというようなこと。あるいは、高齢者を中心とした、健康についての問題。これらが課題になってくるので、健康についてのことを、男女共同参画で、どういうふうに加えるのか。そして、特に男性の生きづらさ。男女共同参画というと、どうしても女性のほうに焦点が当たりがちですけれども、その裏側には男性の生きづらさというものもあるんじゃないのかということ。そしてまた、育児休業のことがたくさん出ていますが、子育てをする環境、特にこのコロナの中での在宅ワークの中で、男性は子育てしないということがあったら、それをどうするのかということがあると思います。

これに関して言うと、各所、各部署におけるリーダーシップの在り方が関係していて、特に女性のこのリーダーシップを、どのように育てていくのか。とにかくリーダーをつくるためにどうするのかということがあると思います。

こうしたことが、今後の計画に、どう反映していくのか。その中で、やっぱり重要になってくるのが、今後、どのような形で新しい啓発活動や広報活動をしていくのかが、重要になってきます。

以上、後は、反映していただけたらと思います。どうもありがとうございました。

(拍手)

○委員　　私たちの班は、たくさんの御意見が出てまいりました。

グループにしたときに、まずは、3つのバックヤードがあるかなど。問題が起こってくる場として、1つはやっぱり家庭の中ですね。育児あるいは介護の問題。例えば、子育てと介護って結構ダブルパンチ。新しい世代、時代に、これから起こってくるであろう問題であるとか、やっぱりひとり親の問題ですね。高齢者のサポートの問題。これからどんどん高齢化が進んでいく中で、新しく出てくる問題。それから男性の育児休暇の問題といった、家庭の中で起こってくる育児や介護の問題。

それから、もう一つは、育児と介護との両立を強いられてる職場で起こってくる問題ですね。女性が安心して、昇進なんかも目指しながら、仕事ができるような環境とか、あるいは男性も含めた育休の問題ですね。

そして、もう一つがやっぱり学校です。例えばLGBT教育やDV教育、人権教育なんかも全てそうですが、やはり子供たちの教育現場で何ができるのかというのが、非常に大きな問題です。子どもの声をすくい上げるというのは、なかなか難しいことなので、次世代を、未来を担う子供たちに対する教育をどうするかという、この3つの場の中から、結局何が出てくるかといいますと、例えば男女共同参画とか、ジェンダーとかDVとか、そういう言葉って随分浸透はしているんですけども、やっぱりもうちょっとワンランク上にいかなければいけない。例えば、「え、そんなもんもDVに入るの」とか、「何か男女共同参画って、何か堅苦しいイメージあるな」みたいなものを、もっと気軽にアクセスできるようなものとして、赤ちゃんを抱っこしたまま、コミュニティが何かで参画できるような、そういうところにしていけたらいいのではないかということですね。

その新しい啓発の問題というのは、やっぱりこの寝屋川という地域性というものと深くかかわっています。

今回、結構出てきたのは、非常時における問題ですね。例えば、先ほどのパンフレットの中にもありましたけれども、何か災害が起こると、ジェンダー問題ってこう顕在化してくる。それはたまたま起こってくるんじゃないで、やっぱり眠っているもの、目に見えないもの、建前でこう締めつけられていたようなものが出てきてしまう。例えば、コロナもそうですし、失業やDVの問題も起こっています。それから、自治会とか地域の中で起こってくるようなもの。避難所なんかで起こってくるような問題。で、その災害時における様々な問題点というものも通して、結局は寝屋川に、多くの若い人たちが住みたいと思える、あるいは、寝屋川の強みってこういうところだ、子育て世代が、生き生きと暮らしていけるような場をつくっていくと。そういう策定になればいいかということになりました。 以上です。

(拍手)

○委員長 どうもありがとうございます。それでは、グループワークを通じて、何か事務局に確認しておきたいことはございますでしょうか。

○事務局 今回のワークを聞かせていただきまして、各委員の皆様方が御意見いただいた内容、まさにそのとおりだと思います。ただ、一方ではやはり、行政側からのアプローチにも限界があるかと思えます。まさに、これが平成28年に策定、執行された女性活躍推進法だと思います。この法律というのは、事業所自らが計画を立てて、女性の活躍を推進していくものです。ワークの中で、寝屋川市の課題について委員の皆様方からすばらしい意見をいただきました。先ほども申し上げましたとおり、行政のみならず、市民、地域が一体となって、男女共同参画の施策を、今後より一層推進していかなければならないというふうに考えております。

今回、このワークを踏まえまして、第2回目には、骨子案を策定して、また

委員の皆様方にお示しできたらと考えておりますので、よろしく願いいたします。事務局からは以上でございます。

○委員長　ほかに何かございますでしょうか。それでは、次第2のその他につきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

○事務局　次回、第2回、第3回の日程につきましては、第2回が、8月中旬、3回目が10月か11月の予定です。第2回については、8月の下旬ぐらいで調整させていただきますので、よろしく願いいたします。事務局からは以上です。

○委員長　それでは、委員の皆様から何かございますでしょうか。ないようであれば、本日の会議は、これをもちまして閉会といたします。皆様、どうもありがとうございました。